春日井市消費生活センターだより

令和７年度　第１号

令和７年５月

春日井市　市民生活部　市民生活課　消費生活担当発行

１．令和６年度の春日井市での相談概要

令和６年度に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は 1,020 件となり、令和５年度の 950 件と比較すると **70 件の増加**となりました。

令和６年度に多く寄せられた相談は次の表のとおりとなります。

順位	相談内容	件数	前年との増減
1	ネットトレード（定期購入以外）	143	−100
2	定期購入	128	+57
3	特殊詐欺（架空請求含む）	90	+44
4	訪問販売・購入	88	+16
5	携帯電話・通信契約トラブル	70	+50

相談件数で最も多かったのは、ネットトレード（定期購入以外）でしたが、件数は前年より大きく下落しました。しかし、ネットでの動画視聴やＳＮＳでの広告がきっかけとなることが多い定期購入は、件数を増加させております。

特殊詐欺（架空請求含む）は、実在する企業の名前を語った電話や迷惑メールによる架空請求の相談が多くありました。

携帯電話・通信契約のトラブルも大きく増加しており、相談者の半数以上は 65 歳以上でした。契約の際に、よく分からずに不要なサービスを契約してしまった例が多くみられます。

相談者の年齢別の割合は、次の表のとおりです。70 歳代の相談が最も多くなっており、65 歳以上の方の相談が全体の 38%を占めております。相談内容で、65 歳以上が多く占めるのは、点検商法や訪問販売などがあり、それらの悪質商法は、在宅率の高い高齢者世帯が多く被害に遭う傾向があります。

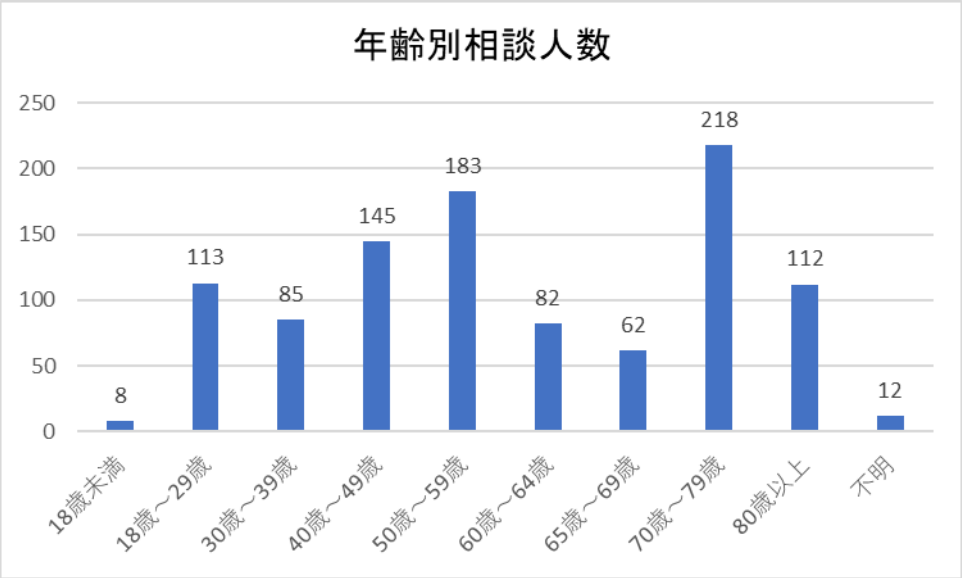

２．相談員が選ぶ　今注意すべき相談ピックアップ

◆ネット通販でキャンセルになった筈なのに品物が届いた！？

大手通販サイトでのネット通販で商品を注文したところ、出品者の都合でキャンセルされたにも関わらず、商品が代引き配達で届き、支払って開封したところ、注文していない商品や偽ブランドの商品だったりするケースがあります。

相談者：10 代男性	
相談内容	大手通販サイトでメンズの二つ折り財布を注文した。代金は、約２万円で支払いはクレジットカード一括払いとした。注文の翌々日に、販売元である海外の業者からＳＭＳが届き、トラブルにより注文をキャンセルし、代金を返金するというメッセージが届いた。同日、注文したサイトを名乗る者から、システム障害により決済と配送サービスが利用できないため、販売元より配送商品が届くというＳＭＳが届いた。 しばらくして、商品が自宅に着払いで届き、注文したものが送られたと思って、約２万円を代引きで配送業者に支払い、商品を受けとった。 小包を開封し、中身を確認すると、有名海外ブランドのケース入りの財布が入っていた。注文したものと違うし、偽ブランド品と思われるため、全額を返金して欲しい。

相談員からのアドバイス

大手通販サイト上の取引で、販売業者から一方的にキャンセルされ、代引き配達で送ると連絡があった場合は、大手通販サイトの管理外の取引となってしまうため、連絡があっても取引や支払いはせず、大手通販サイトに連絡しましょう。

また、一度支払ってしまうと返金が受けられない場合がありますので、注文していないことが明白な場合は受け取りを拒否しましょう。通販で商品を注文した場合は、支払い方法や受け取りの方法を含めて、家族で情報を共有することも大切です。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

３．架空請求の詐欺電話が多発しています！！

現在、春日井市消費生活センターに、「NTT ファイナンス」と名乗って未納料金を請求してくる電話を受けたとの通報が相次いでおります。昨年も、総務省の職員を装った電話について、多数の相談がありました。

このように、実在する企業や官庁を名乗って電話をかけてくるケースが続いております。不審な電話には、安易に個人情報を伝えないようにし、身に覚えのない料金を請求されても絶対に相手にせず、無視するようにしてください。

春日井市消費生活センター
春日井市 市民生活部 市民生活課 （３階）
受付　月曜日～金曜日（祝日除く）
　　午前１０時～正午　午後１時～午後３時
電話　８５－６６１６

取り上げて欲しいテーマ等があれば、上記連絡先にご連絡ください。